

排水設備工事業者指定の申請について

排水設備工事は、町の指定する業者が、工事を希望する個人と契約をすることによって行うこととなります。

この指定業者を希望する業者の方は、下記の要領で指定申請を提出下さい。

記

1. (申請受付期間) 随時
2. (申請書配布及び受付場所) 岬町都市整備部土木下水道課下水道係
3. (指定申請の条件)
 - 1) 大阪府内に営業所を有し、排水設備工事を業とする者
 - 2) 責任技術者である者若しくは専属の責任技術者を雇用する者
 - 3) 営業に必要な設備、機材、作業所及び倉庫を有している者
 - 4) 地方税及び消費税を滞納していない者
 - 5) 禁固以上の刑に処せられた者(禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)でないこと。
 - 6) 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けていない者
 - 7) 法人である場合には、その役員(取締役又はこれに準ずる者)が前2号に該当する者
4. (指定申請に必要な書類等)
 - 1) 排水設備工事業者指定申請書(町指定の申請書を使用して下さい)
 - 2) 責任技術者及び従業員名簿(町指定の様式を使用して下さい)
 - 3) 工事経歴書及び機材設備調書<車検証コピー>(町指定の様式を使用して下さい)
 - 4) 印鑑登録証明書
 - 5) 使用印鑑届(町指定の様式を使用して下さい)
 - 6) 申請する日の属する年度の前の年度に係る納税証明書(地方税及び消費税)
 - 7) 住民票の抄本(法人にあっては、その定款及び登記簿謄本及び役員名簿)
 - 8) 営業所、作業所及び倉庫等の位置図(町指定の様式を使用して下さい)
 - 9) 業務を誠実にを行う旨の誓約書(町指定の様式を使用して下さい)
 - 10) その他町長が必要と認める書類

※裏面へつづく

5. (その他の注意点)

- 1) 責任技術者の登録申請を本指定申請の前、もしくは同時しておく必要があります。
責任技術者登録未申請での指定申請は、受け付けられませんのでご注意ください。
- 2) 指定の可否は、受付後、審査の上、決定し通知します。すなわち、申請＝指定決定ではありません。
- 3) 指定手数料は、申込の際に徴収します。(金額につきましては「指定業者及び責任技術者手数料一覧表」をご参照下さい。)
- 4) 指定証交付まで約2週間かかります。

排水設備工事業者指定申請に必要な納税証明 [前年度賦課分]

— 個人業者 —

○税務署

- 消費税関係（その3・未納税額のない証明用）
（申告していない場合も「未納ありません」と証明出ます。）

○府税事務所

- 個人事業税

○市役所及び役場

- 市町村民税（固定資産税・個人住民税・軽自動車税）

— 法人 —

○税務署

- 消費税関係（その3・未納税額のない証明用）
（申告していない場合も「未納ありません」と証明出ます。）

○府税事務所

- 法人事業税

- 法人府民税

○市役所及び役場

- 法人市町村民税

様式第1号（第4条、第6条第2項関係）

（表）

排水設備工事業者指定（更新）申請書

年 月 日

岬町長殿

申請者 住所（所在地）
商号又は名称
（代表者名）

印

排水設備工事業者の指定（更新）を受けたいので、下水道排水設備工事指定業者に関する規則第4条（第6条第2項）の規定により関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	〒	
	TEL	
商号又は名称	ふりがな	
会社の代表者	住所	〒
	氏名	ふりがな
	TEL	
営業上の資格		

（注）1. 印は、印鑑登録しているものを押印すること。

2. 「営業上の資格」の欄は、建設業法による許可等を得ているときに限り記入すること。

(裏)

添付書類

- 1 責任技術者及び従業員の名簿
- 2 工事経歴書及び機材設備調書（車検証コピー添付）
- 3 印鑑登録証明書
- 4 使用印鑑届
- 5 申請する日の属する年度の前の年度に係る納税証明書
- 6 住民票の抄本（法人にあっては、その定款、登記簿謄本及び役員名簿）
- 7 営業所、作業所及び倉庫等の位置図
- 8 業務を誠実にを行う旨の誓約書
- 9 その他町長が必要と認める書類

(標準様式1-1)

責任技術者及び従業員名簿

氏名	年齢	職名	住所	採用年月	経験年数
責任技術者					
その他従業員					

証明欄

責任技術者 _____ をはじめとした上記名簿者は、本会社において常時雇用していることに相違ありません。

商号又は名称

(代表者名)

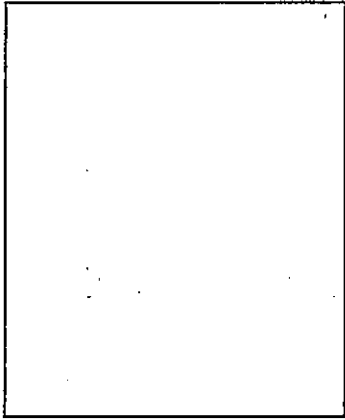
印

記載要領

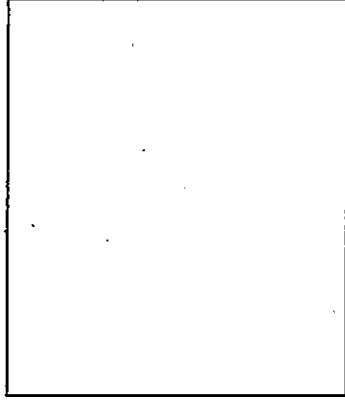
1. 従業員とは常時雇用されている職員とし、法人にあつては常勤役員、個人にあつてはその事業主を含むものとします。

(標準様式1-4)

使 用 印 鑑 届



使 用 印



実 印

使用印は排水設備工事計画確認申請書及びその他の届出書に捺印していただくものです。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

(標準様式1--5)

会社名

<p>営業所の位置図</p>	
<p>作業所、倉庫等の位置図</p>	

(標準様式1-6)

誓約書

大阪府泉南郡岬町長 殿

私は、岬町排水設備工事指定業者として公認を受けた場合、その業務を実施するについて、岬町下水道条例、岬町下水道条例規則及び下水道排水設備工事指定業者に関する規則を遵守し、誠実に履行することを堅く誓います。

平成 年 月 日

住 所

会社名

印

代表者名

指定業者及び責任技術者手数料一覧表

指定業者登録		指定業者更新		責任技術者登録及び更新	
登録手数料	証書交付手数料	登録手数料	証書交付手数料	登録手数料	証書交付手数料
10,000円	1,000円	5,000円	1,000円	3,000円	1,000円
合計		合計		合計	
11,000円		6,000円		4,000円	

※ 紛失、住所変更等で各証書を再発行する場合は証書交付手数料が1枚1,000円かかります。

※ 問い合わせ先

岬町都市整備部土木下水道課下水道係

TEL 072-492-2026 (内線332)